

専決処分報告（調停）

平成30年（2018年）11月29日提出

札幌市長 秋元克広

市長において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

記

- 1 本市は、市営住宅の滞納家賃に係る未払賃料請求調停事件12件について、次のとおり調停に合意する。

番号	専決処分年月日 事件名	相手方	調停の概要
1	平成30年9月6日 札幌簡易裁判所 平成30年(ユ)第48号 未払賃料請求調停事件	東区光星団地の 入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計268,800円を今後分割して平成35年3月末日までに支払う。 (2) 相手方が前号の分割支払又は今後の家賃の支払をそれぞれ通算して3回以上怠ったときは、 ア 相手方は、前号の滞納家賃等の残額を直ちに支払う。 イ 本市は、相手方に対し、前号の市営住宅の賃貸借契約を解除することができる。 (3) 前号により(1)の市営住宅の賃貸借契約が解除された場合には、相手方は、直ちにこれを明け渡す。

番号	専決処分年月日 事件名	相手方	調停の概要
2	平成30年9月20日 札幌簡易裁判所 平成30年(ユ)第60号 未払賃料請求調停事件	北区屯田緑の里 団地の入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計207,150円を今後分割して平成35年8月末日までに支払う。 (2) 1の(2)に同じ。 (3) 1の(3)に同じ。
3	平成30年9月20日 札幌簡易裁判所 平成30年(ユ)第62号 未払賃料請求調停事件	手稲区稲積団地 の入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計176,310円を今後分割して平成35年8月末日までに支払う。 (2) 1の(2)に同じ。 (3) 1の(3)に同じ。
4	平成30年9月28日 札幌簡易裁判所 平成30年(ユ)第49号 未払賃料請求調停事件	厚別区ひばりが 丘団地の入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計210,500円を今後分割して平成34年4月末日までに支払う。 (2) 1の(2)に同じ。 (3) 1の(3)に同じ。
5	平成30年10月4日 札幌簡易裁判所 平成30年(ユ)第54号 未払賃料請求調停事件	手稲区前田公園 団地の入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計319,700円を今後分割して平成35年9月末日までに支払う。 (2) 1の(2)に同じ。 (3) 1の(3)に同じ。
6	平成30年10月11日 札幌簡易裁判所 平成30年(ユ)第53号 未払賃料請求調停事件	豊平区月寒団地 の入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計389,600円を今後分割して平成35年10月末日までに支払う。 (2) 1の(2)に同じ。 (3) 1の(3)に同じ。

番号	専決処分年月日 事件名	相手方	調停の概要
7	平成30年10月19日 札幌簡易裁判所 平成30年(ユ)第76号 未払賃料請求調停事件	厚別区ひばりが 丘団地の入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計364,600円を今後分割して平成33年11月末日までに支払う。 (2) 1の(2)に同じ。 (3) 1の(3)に同じ。
8	平成30年10月19日 札幌簡易裁判所 平成30年(ユ)第80号 未払賃料請求調停事件	豊平区月寒団地 の入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計318,000円を今後分割して平成35年10月末日までに支払う。 (2) 1の(2)に同じ。 (3) 1の(3)に同じ。
9	平成30年10月19日 札幌簡易裁判所 平成30年(ユ)第84号 未払賃料請求調停事件	東区札幌苗団地の 入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計135,020円を今後分割して平成35年9月末日までに支払う。 (2) 1の(2)に同じ。 (3) 1の(3)に同じ。
10	平成30年10月19日 札幌簡易裁判所 平成30年(ユ)第86号 未払賃料請求調停事件	厚別区もみじ台 団地の入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計282,400円を今後分割して平成35年7月末日までに支払う。 (2) 1の(2)に同じ。 (3) 1の(3)に同じ。
11	平成30年10月22日 札幌簡易裁判所 平成30年(ユ)第73号 未払賃料請求調停事件	厚別区もみじ台 団地の入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計216,400円を今後分割して平成35年4月末日までに支払う。 (2) 1の(2)に同じ。 (3) 1の(3)に同じ。

番号	専決処分年月日 事件名	相手方	調停の概要
12	平成30年10月22日 札幌簡易裁判所 平成30年(ユ)第81号 未払賃料請求調停事件	清田区里塚団地 の入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計148,240円を今後分割して平成31年12月末日までに支払う。 (2) 1の(2)に同じ。 (3) 1の(3)に同じ。

2 本市は、市営住宅の滞納家賃に係る未払賃料請求調停事件1件について、裁判所が行った次の調停に代わる決定に対して、異議を申し立てない。

番号	専決処分年月日 事件名	相手方	決定の概要
1	平成30年10月4日 札幌簡易裁判所 平成30年(ユ)第51号 未払賃料請求調停事件	厚別区もみじ台 団地の入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計273,100円を今後分割して平成34年1月末日までに支払う。 (2) 相手方が前号の分割支払又は今後の家賃の支払をそれぞれ通算して3回以上怠ったときは、 ア 相手方は、前号の滞納家賃等の残額を直ちに支払う。 イ 本市は、相手方に対し、前号の市営住宅の賃貸借契約を解除することができる。 (3) 前号により(1)の市営住宅の賃貸借契約が解除された場合には、相手方は、直ちにこれを明け渡す。